1　登録番号　第29856号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARLICREKIN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

○農林水産省告示第千百四十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第19871号
2　登録年月日　平成22年９月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　モーレピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

1　登録番号　第23678号
2　登録年月日　平成26年９月24日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　フォーミアイチ２号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
愛知県
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

1　登録番号　第23689号
2　登録年月日　平成26年９月24日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
4　登録品種の名称　FICALANVEGA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千百四十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第21992号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIPANTHEON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第21996号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　きゅらキララ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿児島県
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号

○農林水産省告示第千百四十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第22654号
2　登録年月日　平成25年９月26日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
4　登録品種の名称　PARISSA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Knud Jepsen A/S
Skanderborgvej 193, Norring DK-8382, Hinnerup, Denmark

1　登録番号　第25422号
2　登録年月日　平成28年９月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　美咲いちご姫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
杉幸洋
福岡県うきは市吉井町江南1036

○農林水産省告示第千百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年九月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年七月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百八号　宮城県大崎市古川大幡字新田一二〇番二から同市古川稲葉四丁目二一一番三まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百四号
㈢　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長
青森県八戸市長苗代一丁目一五三番三から同市売市四丁目二三番七まで　前　一四・三〇～四五・七〇（メートル）　一四・三〇～四五・七〇（キロメートル）
後　〇・二七八　〇・二七八

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百四号　青森県八戸市長苗代一丁目一五三番三から同市売市四丁目二三番七まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十七日